

建築確認申請の経由についてのお知らせ

令和4年10月

開発指導課では「宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例(通称：宇治市まちづくり・景観条例)」に該当の有無を確認するため、建築確認申請の経由事務を行っています。宇治市建築指導課又は指定確認検査機関へ建築確認申請書を提出される場合は、**事前に必ず開発指導課へ経由をお願いします(計画変更申請書についても事前に経由をお願いします)**。

なお、道路種別・用途地域等の**確認受付要件の審査はおこなっておりません**のでご注意ください。

○経由事務時に必要な書類

正本・開発指導課提出用

○開発指導課提出用に必要な書類

必要な書類

- ① 建築確認申請書の1面から6面、② 付近見取り図、③ 配置図、④ 敷地求積図、⑤ 各階平面図、⑥ 立面図、⑦ 断面図

案件に応じて添付が必要な書類

下記の表に該当する場合は必要書類を確認	開発指導課提出用に添付が必要な書類
敷地面積が300平方メートル以上の「自己用住宅」	登記事項証明書等(全部事項)
建築物の高さが10メートル以上の「自己用住宅」	登記事項証明書等(全部事項) 日影図

※ 経由に際しての注意事項 ※

1. 指定確認検査機関へ提出される場合は、その他の申請図書及び部数について指定確認検査機関にご確認ください。
2. 不適合通知を交付され、再度確認申請を宇治市建築指導課または指定確認検査機関に提出される場合は不適合通知の控え(写し)を添付してください。
3. 建築基準関係規定以外の法令(条例、協定、協議会、区域等含む)についても該当・非該当を事前に確認していただき、申請等が必要な場合は手続をお願いします(宇治市内には、建築協定区域や、自治会が同意を要請している地域もあります)。詳細につきましては、各所管の窓口へお問い合わせ願います。
4. 近隣住民に影響を及ぼす内容(隣地境界の距離、建築物の高さ等)については、事前に近隣住民への周知をお願いします。
5. 宇治市まちづくり・景観条例に該当する建築物については、条例の協定締結以降での経由手続となります。